

宇部市教育委員会の後援について

【後援とは】

後援とは、行事の趣旨に賛同し、その開催を支援することをいいます。

【後援の対象となる行事】

後援をする行事は、次の要件のいずれにも該当する行事で、市又は教育行政を推進する上で有益であると認められ、かつ、その目的及び内容に公益性又は公共性が認められるものとします。

- ①学校教育、芸術・文化、スポーツその他教育行政の推進、普及、啓蒙等に寄与すると認められること。
- ②特定の地域又は人に限定されることなく、多くの市民の参加が期待されること。

ただし、次に該当する行事については、後援することはできません。

- ①憲法その他諸法令の規定に抵触すると認められる行事
- ②公の秩序又は善良な風俗を害する内容と認められる行事
- ③特定の政党による政治的活動、宗教団体による宗教的活動その他それらに類する活動と認められる行事
- ④暴力的組織による活動の一環と認められる行事

【後援の取扱い】

後援をする行事は、当該行事の後援を希望する団体からの申請に基づき、適当と認めて承諾した行事となります。

【後援の内容】

後援の内容は、次のとおりです。

- (1) 後援名義の付与
- (2) 市の施設におけるポスターの掲示
- (3) その他教育委員会が適当と認める支援

*市の施設利用料金の減免等になりますが、減免基準が各施設で異なりますので、お手数ですが、利用される施設に直接お問い合わせください。

【後援の申請・決定】

後援を希望する団体は、当該行事を開催する日又は承諾書の交付を受けようとする日の30日前までに、後援申請書（様式）に行事の内容が把握できる資料を添えて提出してください。

なお、初めて申請される団体は、団体の規約、役員名簿、活動状況等の資料を提出してください。

後援の承諾の決定を行ったときは、後援の申請をした団体に対し、承諾書を交付します。後援の不承諾の決定を行ったときは、その旨を書面により通知します。